安威川ダム　第６４回岩盤判定会議　議事要旨

日　　時：平成３１年4月１６日（火）　１４：００ ～ １５：３０
場　　所：安威川ダムJV事務所　会議室
出 席 者：別紙「出席者一覧」のとおり
資　　料：第６４回 岩盤判定会議資料 (別冊資料含む)
検査対象：＜地盤検査＞
　　ロック敷き 右岸下流部：No.10+13～No.11+17、DC+26～DC+41
　　ロック敷き 左岸下流部：No.15+11～No.15+19、DC+59～DC+98

主な指摘事項（地盤検査の記録に掲載するもの）

（ロック敷き右岸下流部）
- No.11、DC+30 付近で通常のロック材では充填できないような凹部が見られた。細粒ロック材を用いて丁寧に施工を行うこと。
- No.10+18、DC+38 付近の F-K 断層高標高部において、細粒ロック材の充填ができない窪地が見受けられたため、モルタルによる充填を行うこと。

（ロック敷き 左岸下流部）
- No.15+15、DC+67～70 付近の F-16 断層上流側の割れ目に沿って、通常のロック材では充填できないような凹部が見受けられた。細粒ロック材を用いて丁寧に施工を行うこと。
- No.15+17、DC+90 付近の高標高部において、草の根が見受けられたため、適切に除去すること。

概　　要

〇前回議事要旨および是正報告資料に関する指摘事項
- 特になし。

〇資料に関する指摘事項
- 特になし。

〇現場における指摘・是正事項
（ロック敷き右岸下流部）
- No.11、DC+30付近で通常のロック材では充填できないような凹部が見られた。細粒ロック材を用いて丁寧に施工を行うこと。
- No.10+18、DC+38付近のF-K断層高標高部において、細粒ロック材の充填ができない窪地が見受けられたため、モルタルによる充填を行うこと。
- その他にも部分的に凹部が見受けられたため、そのような箇所は細粒ロック材による盛立てを行うこと。

（ロック敷き 左岸下流部）

- No.15+15、DC+67～70付近のF-16断層上流側の割れ目に沿って、通常のロック材では充填できないような凹部が見受けられた。細粒ロック材を用いて丁寧に施工を行うこと。
- No.15+17、DC+90付近の高標高部において、草の根が見受けられたため、適切に除去すること。

〇その他の意見

- 特になし。

＜地盤検査官のコメント＞

本日の検査したロック敷きについては所定の岩盤であることを確認した。

指摘のあった箇所については適切に対応し、引き続き丁寧な施工に努めること。